訴訟事例紹介

東京国道四六八号（圏央道）一部執行停止決定に対する抗告事件

道路局道路交通管理課訟務係

〔申立て決定〕平成一五年一〇月三日
東京地方裁判所　代執行手続一部執行停止決定
〔抗告決定〕平成一五年一二月二五日
東京高等裁判所　原決定一部取消
（相手方抗告）

1　今回の訴訟事例紹介について

今回紹介する事例は、東京都あきる野市の一般国道四六八号（一般有料道路「首都圏中央連絡自動車道」（圏央道））予定地の東京都知事による土地収用の代執行手続の続行の停止（執行停止）をめぐり、平成一五年一〇月三日、東京地裁が「終のすみかとして住む者の利益は極めて重要。失うと容易に置き換えられない。」などとして決定した執行停止を不服として、国土交通省や東京都などが申し立てた即時抗告審で、平成一五年一二月二五日、東京高裁が「住民らに回復困難な損害があるとは認められない。」などとして、当該執行停止を取り消したものである。平成一五年一二月二六日、原告側は東京高裁の即時抗告決定を不服として、特別抗告の申立てを行い、本件争訟は現在最高裁で係争中であるが、首都圏三環状の一翼を担う圏央道は、首都圏の環境改善、渋滞緩和等に資する重要な道路として、多くの地域住民、自治体等から早期開通を熱望されており、当該執行停止を認めた決定を覆す今回の決定は、注視に値するものと考えている。

2　事件の概要

相手方らは、日の出ＩＣ～あきる野ＩＣ区間（以下、「本件区間」という。）の圏央道事業（以下、「本件事業」という。）に必要とされる土地の地権者であり、国土交通大臣がした土地収用法第二〇条に基づく本件事業の認定（以下、「本件事業認定」という。）及び東京都収用委員会がした当該土地についての同法第四七条の二に基づく収用裁決及び明渡裁決の取消を求め、国土交通大臣及び東京都収用委員会を被告として訴訟を提起し、現在係争中である（平成一六年二月二四日結審予定）。

この中の明渡裁決について、相手方らは、明渡裁決の効力及び明渡手続の執行（代執行手続の続行）により回復困難な損害を受ける恐れがあり、緊急に停止する必要性があるとして、行政事件訴訟法第二五条第二項に基づき、当該訴訟の判決が確定するまでの明渡裁決の効力及び代執行手続の続行の停止を申し立てた。

当該申立てに対し、平成一五年一〇月三日、東京地裁が決定した代執行手続の続行の停止（明渡裁決の効力の停止については、行政事件訴訟法第二五条第二項ただし書の規定に基づき却下。以下、「原決定」という。）を東京都知事、国及び日本道路公団（抗告人ら）が不服とし、平成一五年一〇月七日、行政事件訴訟法第二五条第六項に基づき即時抗告した事件である（図1参照）。

3　抗告人らの主張

①　代執行手続の続行による損害について

土地の収用によって、居住の利益を失う結果となったとしても、当該不利益は、土地収用法により金銭的補償によって償うことが予定されているということができ、金銭的補償によって十分に回復することができる性質を有するというべきである。相手方らが本件各土地に居住できないとか農地等としてこれを利用できないという不利益を負

うとしても、このような損害は、金銭的な補償によって容易に回復することができる性質のものというべきであって、執行停止の要件について規定する行訴法二五条二項所定の「回復の困難な損害」に当たらない。

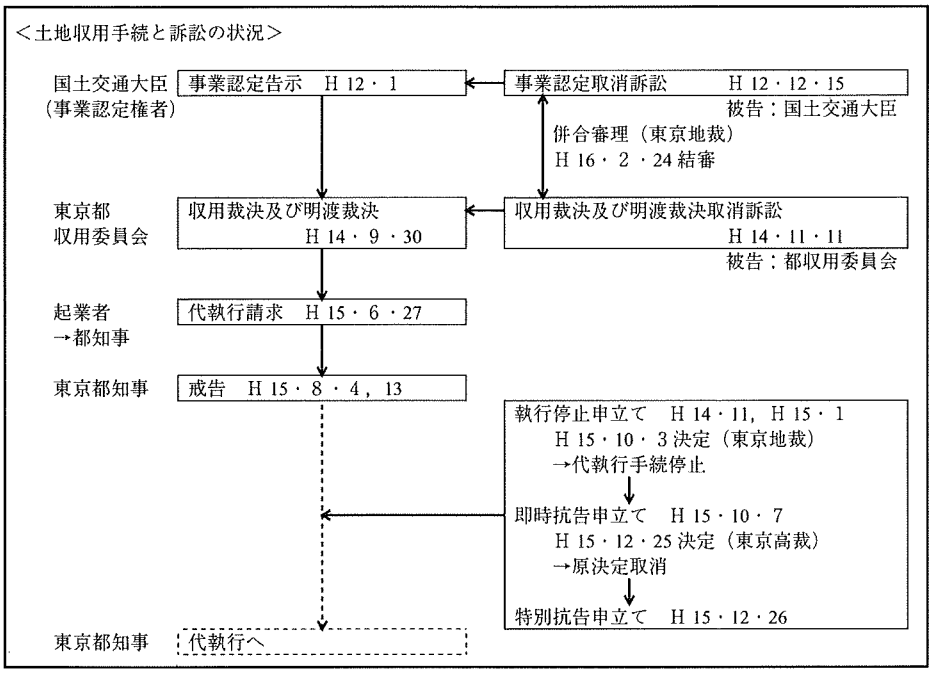

図1

② 代執行手続の続行の停止による公共の福祉への影響について

圏央道事業は、都心からの放射方向の幹線道路と接続させ、都心を通過するのみの交通を排除し、都心近郊の交通を適切に分散導入することによる首都圏の慢性的な交通混雑の緩和と、業務核都市を始めとする中核都市を連絡することにより、業務機能等を適切に分散させ、地域開発を促進するなどの沿線の地域づくりの支援、活性化などのために計画された公共性の極めて高い事業であり、その効果の早期実現を図るため、完成した区間から順次供用されている。本件区間についても、あきる野IC及び既に供用されている日の出ICは、出入交通を適切に分担して分散するように設置が計画されているものであり、あきる野ICの供用により国道一六号、国道四一一号の渋滞や交通量が減少するものと見込まれ、多くの地域住民や沿線自治体等からも早期供用が要望されている。本件区間は、相手方らの協力を得られないために、当初計画より三年も工事が遅延しており、執行停止により更に事業が遅延することは、公共の福祉に対する重大な影響を及ぼす。

4 相手方らの主張

① 代執行手続の続行による損害について

法が予定している不利益であるから、「回復の困難な損害」として考慮できないなどとするのは、独自の見解に過ぎず、憲法上の人権たる居住の権利を無視し、本件における相手方らの実情を無視した暴論である。永年居住しながら快適な居住環境を形成してきた相手方らは、建物等はもとより居住や生活そのものが破壊されることになるのであり、これらは、金銭的な補償で到底満足できないものであって、憲法上保障された権利である居住の自由を奪うものである。

② 代執行手続の続行の停止による公共の福祉への影響について

都心部の通過交通はそれほど多くなく、現に、圏央道が未完成であるために首都圏の交通網が打撃を受けている事実は全くなく、圏央道の建設により分散導入が図られればかえって都心の交通量

は増大すると考えられること、開発を見込んで多額の税金を投入した多くの自治体は、バブル崩壊後逆に多額の借金を抱え、開発計画も頓挫し白紙に戻されている状態であり、地域開発の促進という前提が破綻していることから、圏央道を建設しても、通過交通の排除と分散導入による交通混雑の緩和及び中核都市の連絡という効果はなく、その事業の公共的意義は存しない。よって、本件区間の事業を進めることが一刻の猶予も許されない等ということが全く事実に反するものであることは明らかである。

圏央道（都内区間）事業進捗状況

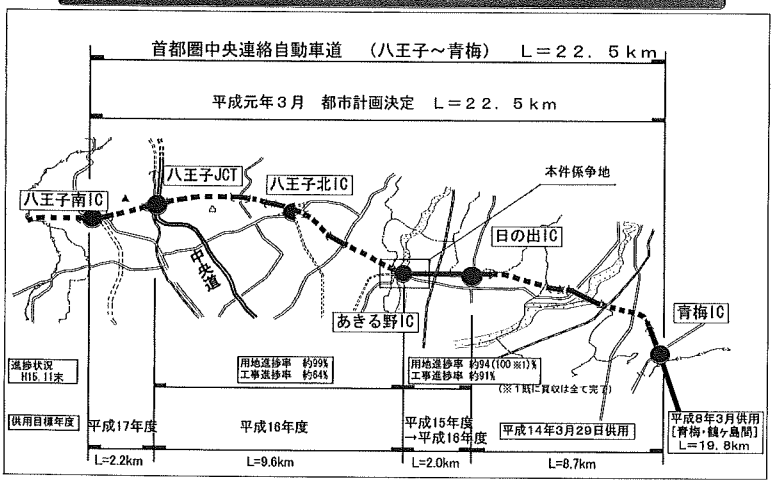

図2

5　決定のポイント〔東京高裁の判断〕

①　代執行手続の続行による損害について

居住の利益は、自己の居住する場所を自ら決定するという憲法上保障された居住の自由に由来して発生するものであって、人格権の基盤をなす重要な利益といえるが、この居住の自由は、国土利用や社会的基盤の上に成り立つものにすぎず、この利益は経済的、社会的、文化的に同一な地域社会ないし地縁社会に住む限り直ちに失われるというものではなく、現住の土地自体に居住し続けなければ失われるものではない。

新たな場所への転居を余儀なくされ、相応の精神的、肉体的負担を強いられるとはいえ、あきる野市内ないしその付近において現住居と経済的、社会的、文化的に同一な地域社会ないし地縁社会の範囲内に移転することは可能であるから、相手方らは、転居により直ちに故郷や居住の利益を失うというものではないし、その精神的、肉体的負担も土地建物に対する金銭賠償により十分填補することができるものというべきであり、また、墓地、農地、雑種地等の有形の財産的な損害は金銭賠償あるいは原状回復が可能であるか、代替的な回復あるいは金銭賠償により十分に填補することができるものと認められる。

②　代執行手続の続行の停止による公共の福祉への影響について

圏央道事業は通過交通の排除と分散導入による首都圏の交通混雑を緩和し、これによる大気汚染の削減等沿道環境を改善するとともに、中核都市の連絡による業務機能の分散と地域開発の促進などの首都圏の更なる発展を目的としたものであり、その一環にある本件事業も、あきる野ＩＣは日の出ＩＣとは異なった交通対応をする独自の意義を有するもので、国道一六号、国道四一一号の渋滞や交通量の減少を図ること等を期待できる上、沿線自治体等も圏央道事業そのものの必要性を前提として早期供用を求めているのであるから、いずれもその公共的必要性が極めて高い事業であり、本件区間について早急に工事を完了する必要性もあると認められる。そうすると、明渡裁決の執行を停止することは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあり、相手方らが明渡裁決の執行等によって被る損害と衡量しても無視できないものである。